

第六十一回国参議院内閣委員会會議録第七号

昭和四十四年三月二十日(木曜日)

午前十時三十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 八田 一朗君

理事 石原幹市郎君 柴田 榮君 北村 暢君 山崎 昇君 委員 源田 実君 佐藤 隆君 玉置 猛夫君 安田 隆明君 山本茂一郎君 前川 且君 山本伊三郎君 中尾 辰義君 峯山 昭範君 片山 武夫君 岩間 正男君

國務大臣 法務大臣 西郷吉之助君 外務大臣 愛知 揆一君 政府委員 法務大臣官房長 辻 辰三郎君 外務大臣官房長 齋藤 鎮男君 外務省アジア局長 須之部量三君 外務省アメリカ局長 東郷 文彦君 外務省条約局長 佐藤 正二君

事務局側 常任委員会専門員 相原 桂次君

本日の會議に付した案件 ○法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査) ○外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(八田一朗君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨説明を聴取いたします。西郷法務大臣。○國務大臣(西郷吉之助君) 法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案の改正点の第一は、中央矯正研修所と地方矯正研修所の統合についてであります。現在、刑務所等の矯正の事務に従事する職員に対し、職務上必要な訓練を行なう機関として、中央矯正研修所と八つの地方矯正研修所とが置かれておりますが、この機構を簡素合理化するとともに、統一的な研修の実施をはかる観点から、この際、これら九つの矯正研修所を統合して一つの矯正研修所とするのと、必要があるときは、法務大臣は、支所を設置することができることとし、支所の名称及び位置を法務省令で定めることとし、支所とするものであります。

改正点の第二は、浦和刑務所の廃止と市原刑務所の新設であります。浦和刑務所の施設は、現在川越市に拡張建設中の川越少年刑務所が完成いたしました暁には不要となりますので、これを廃止することとし、また、現在交通関係受刑者の矯正施設としております千葉刑務所習志野刑務支所にかわるものとして、千葉県市原市に建設中の施設が完成しますので、これを市原刑務所としようとするものであります。

改正点の第三は、宮城県塩釜市ほか四カ所に入国管理事務所の出張所を置くこととするものであります。近時、塩釜港、直江津港、蒲郡港、富山港及び水俣港におきましては、出入国船舶の数が増加してまいりましたので、これらの港における出入国管理事務を一そう適切に行なうため、塩釜市、直江津市、蒲郡市、富山市及び水俣市の五市に、それぞれ入国管理事務所の出張所を設けようとするものであります。

なお、富山港につきましては、現在、高岡市に所在する伏木富山港出張所においてその事務を処理しておりますが、同出張所は、富山港出張所が設置されました暁には、これを伏木港出張所に改めることとしております。

最後に、この法律案は、行政区画の名称の変更に伴い、旭川刑務所の位置の表示を改めるため、法務省設置法の別表について所要の整理を行なうことといたしております。以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。○委員長(八田一朗君) 本案の審査は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(八田一朗君) 外務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。○峯山昭範君 外務大臣に質問いたします。初めてでありますので、わかりやすく答弁をお願いしたいと思います。今回の外務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、初めの、最近外国要人の国賓または公費としての接遇及び在京大公使の接受等の事務がますます増加しているようでありまして、これらも、今日までの儀典官の果たす役割りと申しませぬ、任務ですか、そういうようなものについて初めに教えていただきたいと思っております。

○國務大臣(愛知揆一君) 現在までのところ儀典官というものが三人おりますが、その三人の人たちがどういふ仕事をやっておりますか、ということにつきまして概略申し上げますと、一つは外交使節、領事官の接受ということが一つございまして、御案内のように、現在八十人以上の大公使が東京に駐在しております。そのほかに兼任等も合わせますと、相当な公館の数になります。それから領事館その他の数も相当の数のものであります。これらの人たちが新任、離任、あるいはそれらに関連するいろいろの事項につきまして、儀典官がその接遇に当たるわけであります。これがなかなかの事務分量であるわけでございまして、それからこちら側からの大公使の派遣でございますが、これまた現在わが国の大使館の数は、全部で百十五になりまして、そのうち実際に駐在して、実際に大使館を持って働いておられるところが八十四あります。これがおおむね大体のところ、東京に相手国の大使を迎えておられるものと、大体において対応しているということが言えると思っております。そのほかに総領事館が四十、領事館が九つ、それから国連その他代表部が三つというふうな規模に相なっております。これらの大公使、領事等を派遣いたします場合には、信任状とか、あるいは解任のときの信任状とか、あるいは宮中関係の行事とかというものがございまして、いま申しました先方からこういった外交の使節を接受すること、それからこちらから派遣する、これはまあもう通常の事務として相当な事務分量になります。それからその次には、外国から迎える国賓、公費あるいは国際會議という点でございますが、これは一昨日、北

村委員の御質問に対しても詳細にお答えを申し上げようわけでございますが、一昨日申し上げましたように、来月、四月からこの夏ぐらゐまでの間試みにとってみても、ほとんどずつとぎつしり日程が詰まっております。中にはダブっておるものもございまして、まあ一昨日申し上げましたことですが、たとえば元首ということであれば、来月、アフガニスタンの国王が国賓として来られて、数日滞在をいたしますし、それから総理大臣級ということになると、西独の総理大臣とか、あるいはインドの総理大臣、あるいは外務大臣級になりますとさらに数多くございます。さらにそのほかに、各種の国際会議が、この三、四月の間にも日本で行なわれまするものが相当の数になっております。そういう方々の接遇とか、あるいは接伴に当たる、あるいは接伴事務などの総合的な事務の統括というようなことが非常に多いわけでございます。そのほか、たとえば外国人に対する勲章の授与でありますとか、あるいは外交団の招待の行事でありますとか、あるいはまた、先方が催します各国の祝祭日の行事というようなことが、これもまた通例の事務としてございまして、こういう点にかんがみまして、どうしても、何と申しますか、わがほうの機構を拡充というか、あるいは格を上げなければならぬ。これらに対しまして、まあ私は大臣の立場でありまして、まあこれに全部、平たいことばで言えばおつき合いをいたしますと、たとえば羽田の飛行場の送迎だけでもたいへんな数になりまして、とうていその職にたえ切れない。同時に、外国側も、これも一昨日詳しくお話し申し上げましたけれども、いわゆる主要国といわれるようなところは、ほとんど全部、相当格式の高いチーフ・オブ・プロトコール——儀典長という制度をかねがね設けて、こういう事務の処理に当たっております。日本としては、むしろおそきに失したように考えますので、いまのお尋ねは、将来どうやっていくのかというお尋ねでございますが、その背景あるいは今後の見通しなどもあわせてお答え申し上げます。

たような次第でございます。○**峯山昭範君** ありがとうございます。もう少し簡単にけっこうでございます。今回の儀典長の新設によりまして、この文章の中にもあるのですが、この儀典長が外務大臣に直屬して、具体的に言いますと、高位の職ということになるのでありますけれども、どういうような権限を持つのか、簡単にけっこうでございますが、御説明願います。

○**国務大臣(愛知揆一君)** これは、儀典長というものを大臣直屬の職として、いわゆる法律職として、法律の上にその地位と資格を明示したいというのが、この法案の趣旨とするところでございます。

○**峯山昭範君** 関連いたしましたして、外務大臣は、ことしの秋に総理が訪米される前に訪米されるというのを聞いておりますけれども、その時期ですけれども、時期はいつごろか、お伺いしたいのですが。

○**国務大臣(愛知揆一君)** これは、はかねがね、沖繩問題を含まれて、日米間の懸案の処理あるいは両国の世界情勢等に対する情勢分析の意見交換というふうなことで、双方の出合いの日程についてかねがね相談いたしておりましたが、わが方の都合から申しますと、ただいま国会の開会中でございますから、国会が済んでからなるべく最近の時期に、まずこちらとしてはニクソン政権の新長官であるロジャーズ氏と私は会談をいたしたいというところで、双方の都合を突き合わせておりましたところ、六月の二日から始まる週に会談をすることが、双方の都合から最も適当であるということになりましたので、六月の二日からこの会談を始めることにいたしましたわけでございます。

○**峯山昭範君** 簡単にけっこうです。もう一回お願いしますが、六月の二日から何日ぐらいの予定でございますか。

○**国務大臣(愛知揆一君)** ロジャーズ氏との会談は、大体三日間ぐらいということで予定をいたしております。二日、三日、四日の三日間ぐらいを

予定いたしております。○**峯山昭範君** スケジュール等については、まだ詳細にきまっていな思いますが、この三日以外は、どういう方に会われる予定になっておるか。また、その訪米の目的ですね。何をしに行くのか、わかりやすく端的にお願したいと思っております。

○**国務大臣(愛知揆一君)** 私の主たる目的は、国務長官との会談でございますから、いま申しましたように、国務長官と三日間会談をする。それで、特にこちらから求めてどうということはお考えおりません。

それから、その内容につきましては、ちょうど十七日の参議院の本会議で、佐藤総理大臣も答弁を申し上げておりますように、沖繩の返還ということとを主たる内容にして、総理大臣の発言から申しますれば、六月初旬に予定されている私の訪米、七月か八月に東京で行なわれる日米貿易経済合同委員会等を通じて、米側の意向も打診しながら、総理の訪米までに、沖繩の返還に関する基本方針をきめる考えであります。こう申しておりますので、このとおりでございます。こういう目的に向かつてできるだけ成果をあげるようにしたいと、かように考えております。

○**峯山昭範君** 初めのあれ、答弁はなかったのですけれども、ロジャーズ以外の方と会われる予定はないのですか。——それからもう一つは、その会談の主たる目的は、やはり沖繩の問題が中心になるというところでございますが、その沖繩の問題について、外務大臣は、どういうぐあいな決意をされておるか。初めの話によると、どうも総理の言ったことをいまのまま申されておられまして、たけれども、外務大臣自身、ロジャーズ氏と会われるとき、どういうぐあいな決意というか、こういうことを言いたいとかという決意というか、そういうふうなものはないのですか。何も、白紙で行くというものは、どうも感じが、われわれ国民に与える感じといいますか、私たちが受ける感じというものは、どうも弱いような感じがするわけ

です。人に頼まれて行くという、それよりも、やはり自分の、外務大臣としての決意というものが必要じゃないか。こういうぐあいに思っただけですけれども、そこら辺の決意のほどいいますか、また、総理がこういうことを言っている、やはり何か言われたのかですね。そこら辺のところ、もう少しわかりやすく教えていただきたいと思います。

○**国務大臣(愛知揆一君)** この沖繩の返還交渉というのは、私は、皆さんがそうお考えになつておられるかと思っております。非常にむずかしい交渉であるということを私はわきまを置いているつもりでございます。政府といたしましては、相当の目数をかけて、そして終局的日本の国民の世論というものの支持を受け、かつその理解を受けながら、わが国の利益に合致するような実りのある結果をもたらしたいということを考えておるわけでございます。それから、何と申しますか、異常な決意を持って事に当たらなければならぬ、かように考えておるわけでございます。

ただ、いま申しましたように、非常にむずかしいことが予想される。それから、相当の、何べんにもわたつての折衝というものが必要であるという前提にいたしておられますから、最終的には、十一月末ごろのニクソン・佐藤会談というものによつて最終的な結末を得たいと、こういうふうに思っております。たとえば、わがほうの原案はこれであると、おまえイエスかノーか言えと、イエスと言わずにば決裂というふうなアプローチのしかたというものは、私は現在の考え方は、不適當ではなからうかと、かようにも考えておりますので、いまここに若干の時日の余裕もございまして、国会の御議論を通じて、いろいろ私どもも得るところが多々ございまして、そういうものを十分に整理をし、私どもの考え方を固めて、そうしてそれで折衝に臨んでいくということにしたいと考えております。

○**峯山昭範君** 利益に合致するような決意ということ、結局、利益ということから考えてみます

と、沖繩の返還ということ以外にないと思うのですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(愛知揆一君) 早期返還であり、そうして日本と沖繩の安全を将来長く期し得るような、そういうことが国益に合致することであると、かように思います。

○峯山昭範君 ちよつとあれしますが、今度は、アメリカの極東担当の最新務次官補に任命されたマーシャル・グリーンが、現在駐インドネシア大使であります。来日されるというのを聞いています。このグリーン大使の来日は、日本の招待によるものかどうか、この点お伺いします。

○國務大臣(愛知揆一君) これは日本からの招待ではなく、グリーン氏は現在インドネシア駐割のアメリカの大使でございます。極東担当の最新務次官補に任命されておられるのでございます。この地位は、アメリカの国内の問題でございまして、上院の承認の要る、いわゆるポリティカル・アポインティーでございます。現在國務次官補としての地位を持っておりませんし、そういう権限も持っておりません。そこで、内定ということも前提にして、将来担当するであろうところの諸國の一般情勢を、インドネシアから帰任するに際しまして、一般的な視察旅行をしたいということで、昨日羽田を通過してその旅行に行つたわけですが、帰りに短期間滞在すると、こういうことで、特定の目的を持っていてはございませんし、日本が招待したわけではございません。

○峯山昭範君 短期間グリーン大使がこちへお見えになるわけですが、日本に寄つた場合、大臣は、大使と会談するつもりがあるのかどうか。もし会談するときは、日本側としてどのような話になるのか。そこら辺のところをひとつ聞かしていただきます。

○國務大臣(愛知揆一君) 私は、求められれば会います。そういうつもりでおります。向こうさんが

が求めてきますれば、私も会談いたしますが、向こうの目的がいま申したような目的でございませぬ。また、沖繩問題については、こちらの腹案がまだ固まつておりませんから、いまのグリーン氏の地位や立場に対して、この問題について特にならぬというところは、こちらも考えておりませぬし、先方もそうであるかと考えております。

○峯山昭範君 このグリーン氏が来ることによりまして、当然、その会談の内容等では、沖繩問題が中心になると思つておられるけれども、沖繩返還の具体的な交渉の第一歩である、こういうふうに見ている人もおられるわけですが、また、外務大臣が訪米するにあたりまして、その足がかりとなるのではないかと、こういうぐあいに見ている人もおられるわけですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(愛知揆一君) そういう見方もあると思つておられるけれども、しかし外務省の立場として、あるいは日本政府の立場としては、いま申しましたような状況でございまして、特に沖繩問題について話し合つて、こちらにもつくりはございませんし、向こうもおそらくそうであるかと考えております。

○峯山昭範君 それから、沖繩の基地のことについてちよつとだけお伺いしたいのですが、外務大臣の訪米を前にしまして、急に最近、佐藤総理が本土並み返還論を打ち出されてきました。今日まで沖繩の基地につきましては、終始極東と日本の安全保障に果たす役割りを重視し、しかも本土並み基地では交渉すべし困難という立場で一貫してきておられるけれども、そうした判断に立つ限り、沖繩の返還、基地は返還後も現状どおり、つまり核つきか、あるいは自由使用といった、それに近い形でなければならぬことになりませぬ。この点、外務大臣はどういうぐあいに考えているのか、伺いたいと思つております。

○國務大臣(愛知揆一君) この点はいまお話がございまして、そういうふうな断定的な政府の意見を申し上げておられるのはございませぬで、いろいろの角度からいろいろの御議論については、

十七日の総理の答弁にもありますように、私なりにだんだんその問題の所在ということについての考え方は煮詰まつてまいりました。しかし最初に言つておきますように、最初にということ、この冒頭でも言つておられますが、衆参両院の質疑を通じてお答えをいたしましたとおり、最終的に沖繩の基地の態様については依然として白紙でございませぬと、こういうことを念のために申し上げておるといふことで御理解をいただきたいと思つておられます。

要するに、国会の御議論を通じて、どういふところを重点として国民の皆さまが関心を深くしておられるか、どういふところに世論の動向というものがあつるかということが、総理は私なりに言つておられますが、私も私なりに問題の所在というものが明確にだんだん掌握することができつたある段階にある、こういうことは申し上げておられますけれども、終局的に政府の腹案はどうかということについては、まだ鋭意研究中というわけでございます。最終的に白紙と言わざるを得ないというのが政府の態度でございます。

○峯山昭範君 佐藤総理は従来から、基地の態様については白紙だ、また、国際情勢の変化、それから軍事技術の進歩、それから世論の推移を見る、こういうぐあいに言つてまいりました。いま話がありましたけれども、現実には本土並みというところがいろいろと報道されておられます。今回確かに沖繩の返還については、核抜き本土並み返還ということを示唆するような発言が事実あつたわけですが、そういうことは、従来から総理が言つておられます。国際情勢の変化とか、また軍事技術の進歩、世論の推移というこの三条件に変化が見られたために、何かこういふぐあいに変わつてきたんじやないか。現実にはこういふ三つの点を考えてみますと、ここ数カ月ほど変化してないかと思つておられるわけですが、何かほかに意図があるんじやないか、こういうぐあいに動ける向きもあるわけですが、この点についていかがでしょうか。

○國務大臣(愛知揆一君) やはり前々から申し上げておられますように、国際情勢の変化あるいは科学技術の進歩、そして国内の世論、これは大きく分ければこの三つが非常に大きな考えなければならぬ点であると思つておられますが、国内世論の動向ということについては、国会内外の御議論を通じて先ほども申しましたように、私なりに問題の所在というものはだんだん煮詰まつて、考え方を煮詰まつつありませぬと申すことは申し上げられると思つておられます。

それから国際情勢の変化については、やっぱり私どもとしては、ベトナムの行くえというものが、これはお互い問題であります。非常に期待もされていることで、拡大バリ会談のなり行きというものが、戦闘行動の停止ということがすみやかにできれば、これは国際情勢の一つの大きな変化ではないかと考えるわけでございます。これはどうもごく最近の状況では、必ずしも早急に大きな変化が起るかどうか、私どもは大きな期待を持ちながら、これに対しての情勢の推移は、ほんとうにいろいろの大きな関心をもちながら、推移を見守つておられるという状況でございます。

それから科学技術の進歩ということにつきましては、いろいろ軍事科学の問題については、アメリカの中にもいろいろ議論があるというところは、私もできるだけ掌握するようにつとめておられます。そういう点は今後とも十分考え合せて、そして国内の世論にこたえ、国益に沿つていって、こういうことが最も日本にふさわしい結論であるということ、腹を固めつつ、そして相手のあること、ございませぬから、慎重に、多少の時間をかけて、先ほど申しましたように、まあ六月の私がロジャーズ氏に会うというところからいけば本格的な交渉が始まる、そういうふうな考えをいたしたいと思います。

○峯山昭範君 もう一つだけで終わりたいと思つておられますが、この三条件にどうも変化が見られたので、ちよつと申す意味がわからないんですが、要するに国内のいろいろな情勢、

世論の動向、または国際情勢、軍事情勢もいろいろと変化している。だから総理の発言も多少は変わってきている。こういうぐあいに断片的にとると受け取れるわけですが、その点も一べんあとでお願いしたいと思います。

それから今度の佐藤総理の本土並み返還論というが、こういうふうな、いわゆる従来から言っていることが多少変わってきた、返還示唆といいますが、このことは、これは多分に国内向けというのか、いわゆる政略的な面がずいぶんあるのじゃないかと、私はこう思うわけです。近い将来にも解散、総選挙というか、そういうものがあるとするれば、本土並みということが、そういうことを少しでも発言して、報道機関等に載せられるということは、それ自身が国民の支持を得られることを見通して言っているのじゃないか、そういうぐあいに考えられるわけです。もしそういうふうなことであれば、いわゆる大臣がいつもおっしゃるように、国益というところから考えてみますと、外交本来のいわゆる原則を踏みはずしたということになるのですけれども、この辺のところははいかががでしようか。この辺のところをがっちりわかりやすくお話をお願いいたします。

○国務大臣(愛知揆一君) まず一つの国際情勢の変化ということのお尋ねの中には、かりに総理やわれわれの言動が変わってきたんだとお思いになつておられると、私はそういうふうに変つていないと思えますけれども、変わってきたんだとおとりになる向きから言くと、これは何かアメリカカとの事前折衝かなんかで、何か新しい線が出てきたのではなからうかと、そういうふうな御想像なさる向きもあるようでございませうけれども、これは事実としてそういうことはいないのではありません、アメリカ側の態度も、おそろくはいままで言っておりますように、私のほうも実は白紙なんだ、考えなければならぬ問題がたくさんあるので、そういう問題を整理し、かつ日本がどういふふうに出でるかという点について、いろいろ検討はしておるけれども、自分のほうも、も

ちろんいまのところは白紙でありますという態度には、全然変わりはないと思いませんし、また、それが当然かと思っておるわけでもありません。まあ六月のいま申しました本格的な下交渉というものの時期までには、そういう点は変化が私はないと思えます。要するに、アメリカ側に何らかの変化があったから何か政府の言動が変わつてくるのだと、こう想像される。これも御想像される向きかと思いますが、私はそれももともとなことだと思えますが、事実としてそういうことはございませぬ。

それから第二は、内政的に解散を考えて、できないことを何か耳に心よく響くようなことをことさらに言っているのではないかと、この趣旨のお尋ねだと思えますけれども、解散はまあこれは総理の権限でございませぬが、私とやかく言うべきことではございませぬが、総理を含めてわれわれは、解散というようなことを今日考えておりませんというところは、日常の言動によりましても御了解いただけると思えます。またそういうふうな意味で、いかげんな内政的な次元の低い考え方でこの大問題に当たる態度をとやかくするということ、私どもとしては断じて考えていない。まあ非常にこれは大切なまた困難な問題であるということをよくわきまえておるつもりでございまして、ほんとうにこれは真剣勝負というか、からだを張つての大交渉である、こういうふうには考えているわけでもありません。

○中尾辰義君 閣連、ちよつと一つだけ。沖繩の返還問題についていろいろ御意見聞いていますけれども、だんだん煮詰まつてきたというところは、煮詰まつてきたというのはいさやうな意味なのか、その辺も少しわかりやすくおっしゃってください。どういふ点が煮詰まつてきたのか。

○国務大臣(愛知揆一君) これは参議院の予算委員会でも、たとえば野上委員が先般来言っておられますように、自分たちから見れば大体五つぐらゐの点に焦点がしぼられてきて、そういう中から

だんだん政府の考え方というものがわかるような気がするというふうな御指摘もございましたが、これはまあ五つなり六つなり、あるいは十なり問題がしぼられるということは、しぼり方にもよると思えますが、要するに早期に返還を求めたい、これはもうほんとうにコンセンサスだと思えます。それから同時に沖繩が返つてくれば、沖繩は本土と全く同一にその安全、そしてわれわれがいままで享受し得ているような自由や平和を繁栄を沖繩の人にももう安心して享受していただくこと、それにはどういふ形態がいいかということ、結局いろいろの形態の問題になつてくるのではないかと思えます。基本的にそういう考え方に立つて、もうおそろく考え得るあらゆる角度からその点に集中していろいろの御質疑があつた、こういう点から、こういう点はこういうふうな考え方からどういふか、ああいうふうな考え方からどういふか、これをもうひとつと政府としても分析し、そしてわが方のまあ抜け目のないというか、周到な腹がまえをがっちり固めなければならぬわけでもございませぬが、時間的に言ひましてもその腹固めはそののんびんだらりとしておられるものではない、こういう意味におきまして煮詰めたければならぬ、むしろ、そういうふうな気持ちもわれわれとして強く持つておるといふことを率直に私どもは申し上げておるつもりでございませぬ。

○岩間正男君 最初に資料要求しておきたいのですが、第一に、各国駐在の日本大使館の規模、それから人員及び構成、これは駐在国別にお願いたしたいと思います。さらに防衛駐在官、これはやはり駐在国別にお願いたしたいと思います。これはやはり、きょうは用意なかつたでしようから、資料とを、出していただくしたいと思います。

○国務大臣(愛知揆一君) それはいまだできるだけお答えいたします。

○岩間正男君 時間がちよつと、ぼくはほかに何があるのか、あとに、いまやつておる時間ないから、資料で、同じことですから、それじゃ外相にお聞きしますが、この前、十七

日の参議院本会議で北村議員が総理に質問した。その中で総理はこういう答弁をされておられる。沖繩返還後は、日本憲法はもちろん安保条約も特別の取りきめがない限り適用されると解釈願いたい、こういう答弁をされておられるのですが、これは外務大臣も同じお考えですか。

○国務大臣(愛知揆一君) 沖繩が祖国に復帰すれば憲法はそのまま沖繩にも適用されるのは当然であります。それからまた特別の取りきめというものをしない限り、おそろく安保条約もそのまま適用されるものと御理解をお願ひしたい、これは私ももちろんそう考えております。

○岩間正男君 ところが憲法も安保も適用されると、こういうふうな国民が考えているのだが、ここで特別の取りきめがない限りというところ、これが非常に問題点だと思つておられる。特別の取りきめをする場合もあるのだというところをこの答弁は含んでおられると思つておられるが、そう考えてよろしいですか。

○国務大臣(愛知揆一君) これは先ほど申しましたように、要するに、特に基地の態様につきましてはいろいろの考え方が、まあ岩間委員からごらんになれば一本かもしれないませんが、御意見として、政府といたしましてはいろいろの角度から検討しなければなりませんので、先ほどもお答えいたしましたように、まあ白紙というとしかられますけれども、白紙なんです。そういう状態でもございませぬから、特別の取りきめがない限りということをおいふ念のためにお答えのときにはつづけることに政府としていたしておるわけでもございませぬ。そういうふうな環境にあることを御理解いただくたいと思つておられます。

○岩間正男君 特別の取りきめをするというこのことは非常に重要な点ですから、しない限りとは想定外の段階になりますから、特別の取りきめをするということもあり、しないということもあり、いろいろなものを含んでおられるのですが、その特別の取りきめをする場合も現在の段階では含んでおられるのだと

そこで、いまの御質疑で、沖繩の返還、基地の態様について国益はいかに考えるべきであるかという事は、基本的な考え方としては、先ほど申し上げましたように、沖繩の県民の人たちが、日本の本土の国民が、従来、安保条約ができてから十九年でござりますが、この間に享受し得たような、自由であり、安全であり、繁栄する、これと同じような安全と自由と繁栄を享受し得るようにするにはどうしたならばいいかということが主體的な判断の基礎でなければならぬ。その主體的な判断の基礎で、まずその事前協議という問題までいく前に、それを論議する前に、どういう姿で沖繩の安全が期し得るかどうかということから判断すべきであつて、それについてはこうこういう形態がベストであるかということも私も真剣に検討しなきゃならぬ。その立場に立つて、交渉ごとですから、相手方との交渉に強く当たつていかなければならない。どうしてそれが、これも仮定の事実であります、だんだん話が煮詰まり、かつわが方の国民的支持を背景にしての態度について、相手方の合意を得られるようになれば、その姿において今度は何といふますか、法律的などうか、条約その他の運用について、こうこう言らうということも考えるべきじゃないか。私は事前協議をまず取り上げて、それについてどうこう言うよりも前に、その論議よりも前にもっと重大なことは、沖繩県民の人たちに末長く安全で自由を享受し得る、こういう体制をつくつてあげることが、やっぱり国家存立の第一の要件ではないかと、私はこう考えておるわけでござります。そうして、私に対して十分な備えがござらうか、こうならばできるかというのを判定し、そうしてそれに基いてアメリカがどういふ考えを持って、いるか、現在のところはわかりませんが、これも、それに合意をさせるように交渉を進めるといふのが私どもの基本的態度じゃないかと、かように考えているわけでござります。

○岩間正男君 やっぱり私の問いにまともには実答えておらない。外相の立場でいろいろ解釈されるのはいいんですが、私は国益の問題、その具體的な内容に、いま沖繩のことに限定されて、沖繩県民の安全と繁栄が招来されるようなやり方になっているのだというのをあなたはお答えになって、それを基礎にして進めたいと言ふ。私が聞いてるのは、これはひとつこの前の答弁、法律的な関係なんです、事前協議でイエスという場合、ノーという場合がある。イエスという場合はどういふときですかというのに対して、あなたも予算委員会では、これは国益に合致する、国益によつてこれをきめるのだ、つまり、イエスといつても、何でもイエスというわけにはこれはいかないだろうから、そうすれば、当然これを判定するところの基準、いわゆる歯どめがこれが必要になつてくる、それが国益だといふふうにあなたが言われたので、それならその国益とはどういふものですかとお聞きしているのですから、その点についてやはりかみ合うような御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) 従来は沖繩が日本の施政権下になつたわけですが、その状態においては、御承知のように、事前協議については、前々から、いま申し上げましたように、制度的にはノーともいふし、イエスともいふし、ところが、実際上の運用はどうであつたかといふと、これはそういう事前協議にかかるといふことをアメリカ側から提案したことは全然なかつた。それから、岸・ハーター共同声明等においても補強されておるとおり、日本の欲せざるようなことについては事前協議にかけても日本は断わるのだからそういうことはいたしませんという趣旨が共同声明でも補強されておることは、御承知のとおりでござります。そういう意味合いにおきまして、一応觀念的には、沖繩という問題を別に、觀念的に考へていただければ、従来の日米間の安保体制をめぐる事前協議の問題については、一つの定着した私に運用の状態といふものが展開されておる、現実の問題でイエスと言つたことではないわけでござります。そういうことも、私どもとしては十分

お互いに考えていかなければならないと思ひます。○岩間正男君 そうすると、国益といふのは、ばく然とした、まだ抽象的な概念の域を出ないということになりますか。どうもそれでは、私はやはり、重大な安保論議の場合、ぐあい悪いと思ひ、イエスといふ問題は、非常にこれは大きな問題です。これはもう、先ほど申しましたように、特別の取りきめの中の重要な問題でしよう。事前協議どうするかという問題になれば、その場合、その事前協議がノーかイエスかと、イエスの場合についてこれは聞いておるわけですが、それについて、どうもいままでイエスと言つたことがない、したがつて、国益といふことは一応言つておるけれども、これについてははっきりした概念がないといふような答弁では、これは非常にこの論議は固まらないと思ひます。私は非常に心配して居るのは、結局は国益だということになる、これは当時の政権をになつておる政府がこれは判断するわけでしょう。そうすると、政府の判断にゆだねられるといふことになるわけだ、国益といふことは、私は、そういうふうな形で、非常に抽象的なことばで、どうもぐあい悪いのじゃないか。政府の判断一つでこれが、その国益の問題がイエスになる、こういう事態がこれは起こるので、それから、この点については、私は明確にするのはわれわれの任務だといふふうにお聞きしておるわけですが、ですから、どういふふうな考へておるわけですか。国益といふのはどういふものですか。

○国務大臣(愛知揆一君) 国益といふのは、安保体制によつて、いわゆる抑止力にたよつていく安保条約を前提にして、安保条約の円滑な運用をはかるというところが、日本の安全保障ということにかつておる国益である、こういうふうには私どもは考へておるわけでござります。

は安保条約の範囲外の問題については、これはちよつと論ずべきでないで、安保条約のワクの中からいうノ一とかイエスとは範疇は別の問題だと思ひますが、そういう意味で、もつと大きな意味でのノ一ということが私には言えるのじやないかと思ひます。

それからその次は、安保条約のワクの中でイエス、ノ一の問題については、先ほども申しましたように、歴代の内閣が言っておりますように、安保体制下における事前協議という制度は、制度としては、イエスということもあるし、ノ一ということもある、制度としてはそういうことになつておる、それをわれわれは承認しているわけだ。それは、交換公文にその基礎があり、さらに安保条約第六条にその基礎があるわけでございませぬ。しかし、いわゆる歯どめ論ということや、日本国民の戦争に対するユニークな考え方なり、平和憲法の趣旨に沿つて、できるだけ事前協議というものの歯どめの役割りを持たせたいというのが日本側の体制であり、その趣旨は、先ほど申しましたように、岸・ハーター共同声明によつても補強されているし、それから、よくおしかりを受けておるのですが、交換公文には、重要な裝備の変更、重要な配備の変更、これだけでは不明確ではないか、歯どめ論からいつて、そこで、調印当時におきまして、合同で、相方が重要なというの

はかくかくのことを意味するということ、両国代表間に了解ができておつて、その了解は日本の最高の國權であるところの国会に印刷して御配付をしておるといふのは、従来からよく御承知のとおりでございます。そういうことで運営しておりますから、またそういう必要も幸いに起りなかつた、これはやはり抑止力のメリットだと私は思ひますけれども、事前協議は、日本の大体欲せざるようなことが起らなかつた、事前協議にかかつてこなかつた、こういうことが先ほども申し上げましたような従来からのずつと定着した考え方だと、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○岩間正男君 私、國益ということばが出されてきているので、今度の論議でやはり一つの新たなものが加わつてきたように思ふのですが、いままでの解釈よりも國益という何か抽象的なわからぬようなものが入つてくる。ところが、先ほど外務大臣は、安保の目的、安保条約そのものは、これは國益に合致するということを言われたわけですね。ところが、事前協議の場合、イエスといふのは國益によつてきめる、こういうことになれば、これは推理していけば、安保条約の行動全部が國益に合致するということになつておるのだから、そうなれば、全部安保の目的、安保の目的に従つて日本の基地を使う、それからいろいろな行動を起こすということは、國益に全部合致するからイエスといふ、こういう危険さを出してくるのじやないかと、こう思ひます。あなたは歯どめの問題を出されたわけですが、そうすると、國益といつても、これは安保の目的の中にはいふようなことを取りきめておるといふことになつると、國益に反することもあり得ると、そういうことになつておるわけですか。ノ一といふことは、國益に反するからノ一ということになるんだから、そうすると、安保の目的で動いたんだが、米軍はそういう形で事前協議にいつたんだけれども、しかし日本政府は了承できないという事態が起れば、安保の目的として行動したとしても、これは國益に反する場合もあり得る、したがつてノ一という発動があるのだ、こう考えてよろしゅうございませぬか。

○岩間正男君 どうもそのところ、はつきり私の質問に答えられていないと思ひます。事前協議の中にノ一と云う場合があるということをはつきり言つておられるんですが、ノ一と云うことがあつたといふのは、政府の言ひ分によれば、國益に合致しない面——安保の目的で行動されたんだが、國益に合致しない面もあるといふことを想定しなければ、これはノ一という条項は要らぬ、全部が安保条約によつてこれは國益が達成されると、そういうことだつたら、ノ一の条項はこれは要らなかつたはずだ。ノ一という条項があつたらあつたはずだ。ノ一という条項があなたたちあると云つておられるから、そこで聞いておるんですが、この國益といふのは非常にあいまいなんだ、非常に危険ですよ。これ何ぼでも移動するし、時の政府の判断でどんどん変わる。こういう概念を入れてきて、そうしてこの安保条約の實質的な内容が変るような、そういう事態では、これは非

常にあつておるから、私は特にこれを念を押しておるわけだ。だから、どうも答弁が明確になつておられませんが、あなた自身の中にもこれはやはり問題の把握とこれの解明がちよつと不明瞭なところがあると思ふ。國益という概念といふやつは非常にくせ者だ、この点を指摘しておきたいと思ひます。

次にお聞きしますが、保利官房長官は、三月十五日の記者会見でこういうことを言つておられます。極東の範囲以外はノ一ということになるのはないかと思ふと、こういうことを言つておられるわけですね。極東の範囲以外に対する行動については、これははつきりそのようなことを外相も認められますか。

○岩間正男君 このところ、極東の範囲についての論議をここでやりだしたらたいへんですけれども、ベトナムの問題ですね、国民の間に極東の範囲の問題が、結局極東の安全のためだといふことで、その周辺地区もといふことで、どんどんどんどん伸びていく、ここが問題になつておるから、非常にわれわれも問題にするわけですが、しかし、保利官房長官のおことばでは、極東の範囲内といふわけですから、政府の統一見解があるわけです。それ以外の場合については、これはノ一だ。それ以内については、これはイエスといふ場合が非常に多い。先ほどからの考え方からいへば、國益に合致する安保条約だといふことでございますから、安保の目的以内では、これはイエスといふことになる、こういう推論をしてもいいわけだと思ひますが、いかがですか。

○岩間正男君 このところ、極東の範囲についての論議をここでやりだしたらたいへんですけれども、ベトナムの問題ですね、国民の間に極東の範囲の問題が、結局極東の安全のためだといふことで、その周辺地区もといふことで、どんどんどんどん伸びていく、ここが問題になつておるから、非常にわれわれも問題にするわけですが、しかし、保利官房長官のおことばでは、極東の範囲内といふわけですから、政府の統一見解があるわけです。それ以外の場合については、これはノ一だ。それ以内については、これはイエスといふ場合が非常に多い。先ほどからの考え方からいへば、國益に合致する安保条約だといふことでございますから、安保の目的以内では、これはイエスといふことになる、こういう推論をしてもいいわけだと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(愛知揆一君) 先ほど申し上げましたように、安保条約の体制ということについては、私はもう国益の最大なる要件であると思ひます。しかし、その具体的問題については、両方に意見の違いということもあり得るからこそ事前協議という制度ができてゐるわけですね。ですから、事前協議を受けた場合に、日本の理解する安保条約体制の中で、日本が主體的に判断して、これにノーと言ふべきであるというときにはノーと言ふんであります。私が、私は定着した考え方である、かように考えるわけで、それなら国益に安保条約は反する面があるかどうかなどとおっしゃることは、少し論理の飛躍があるのではなからうかと、私はあえて率直に申し上げるわけでございます。

○岩間正男君 いや、あなたが予算委員会で、つまりイエス、ノーの基準は何だ、これに対して、国益だ、こう答へられてゐるんですからね。だから、これを私たちは新たな問題として確認する必要がある。そうすると、イエスというのは、国益に合致する場合にはイエスと言ふんでしよう。それから国益に反する場合はノーと言ふんでしよう。そうじゃないですか、そう考えるのが普通だと思ひますけれどもね。そうすれば、ノーという条項がある限りは、安保条約の目的で行動しなから、しかしそれは国益に反する場合はあり得るんだということにこれはノーという条項は存在しない。当然でしょう、私の言つてゐることにどこか無理がありますか。

○国務大臣(愛知揆一君) まあ、あなたと私の応答を冷静な第三者が聞かれたら、どういふふうな判断をなさるか私わかりませぬけれども、私はあなたのおっしゃることがどうも理解できない。結局、これはあれじゃないんでしょか、基本的なものの方を根本で違ふということからじゃないかと思ひます。

それから、事前協議につきましては、先ほどから申しておりますよ、ノーという場合もありイエスという場合もあるということは、岸内閣以

来歴代の内閣の一貫した態度である。だから何もおまえが国益ということばを説明したかのように言われるのは、私は困るんで、これは歴代の自由民主党内閣の一貫した態度なんでありませぬ。その点がまず一つ。

それから、国益に合致するからこそ、私どもは安保条約を結び、かつ事前協議制度というものを設定したわけですね。何事でも、大きなフレームにおいては完全に意思が合致してゐるけれども、具体的問題については、何といひますか、運用ということになりませうか、そういうことについては意見の違いもあり得る。それでですから事前協議なんですよ。あなたの御意見をあれすれば、おまえが言うように国益ということなら事前協議なんかに要らないじゃないか、これはいゆる旧安保体制ですね、それでは日本の主体性というものがなから、これを要しようじゃないかということはおそらく当時共産党も含めて非常にさういふ御議論をなさつたから、それにこたへ、世論にこたへて、事前協議という制度もつくつたわけですね、内閣条項ということもやめたわけですね、アメリカは日本を守る義務があるという趣旨が盛り込まれたわけですね。そうして、それに対して日本が基地を提供する、これは双務関係になつたわけですね。こういう環境をお考えになつても、いまの国益論というものはしかりどうしようか、論理の飛躍があるのではありませぬでしょうか。結局私は基本は返つて、私どもは、国益とは何ぞやという、もう少し幅広く言えば、一つは、安保体制は独立と自由と安全を守ることであるし、それから国益の一番基本は、自由主義、民主主義の上に議会制民主主義を擁護して行くのだ、私は革命的なことを考えたくない、これが私の国益論でございます。

○岩間正男君 これは判断してもらいたいのですが、どっちが論理の飛躍があつておかしいことを言つておるか明らかだと思ふので、あなたはどつちが悪くなるか、基本的なものを考え方が違ふとか、共産党の安保に対する態度云々ということをお

言われましたが、これは非常にさういふ議論やつちやませぬ、そんなことここで議論しておるわけじゃない。

それから、何も安保事前協議そのものを、あなたは何でもイエスでないか、そんなことない、それは共産党が言ったというが、何かおかしい言い方です。当然いま現実的な問題として出されておるわけですね、事前協議の問題が。そしておそろく取りきめの実態は、これは事前協議というものは、実際には大きなウエートを占める課題なんです。それについてイエスとノーがある。そこでイエスの場合についてはどうだということが、いま予算委員会で追及されたら、あなたはそのときは国益によつてきめるのだ。そうすると、国益に合致する、結局安保条約は国益に合致するということと認められる、さういふことになると、イエスが発動することは非常に多いのじゃないか。しかしノーもあるということでございますから、ノーもあるということ、ノーの場合は国益に合致しない、さういふことがあり得るんですね、さういふおのりから、何もおかしいことではないので、それをあまりこががらつて、そして変な発言をされてはまずいと思ひます。だから私はさういふ点で心配しておるの、これは国益の判断と見比べて、これは事前協議にかなつたのだ、けれども、これはさうなんですか、原潜の入港はどうか、あるいは緊急事態の場合には、これは入ることをイエスを与えるかもしれないといつた、ポラリス潜水艦の場合にはどうなるのか、核持ち込みの問題だつてこれは新たに起つてくる。この国益の判断とさういふのは、あなたたちの時の政府の判断によるわけですね。さういふふうになつたら、これは非常に重大な問題だから、この国益というのは非常に危険な概念だ。どうもこれは使ひ得る。その当時の情勢の変化によつては移動する。さういふ点を質問の中で明確におこななければならぬと思ふのです。さういふところ。この点はいろいろに答弁されておりますけれども、私の言ひたいところは、これははっきりしておると思ひます。

もう一つお聞きしたいのですが、韓国、台湾で問題が起きた場合に、結局さういふ場合には、いまの現状からいふと、国益という上から考えてもイエスと言わざるを得ない、さういふふうな考えられるのですが、これはいかがでしょう。

○国務大臣(愛知揆一君) まず第一に、私は、何をいかなる角度から誠実に答へても、結局あなたには満足されないので。

○岩間正男君 いやそんなことはないです。○国務大臣(愛知揆一君) さうですよ。それは基本的に違ふ。だからさつき申しましたように、これは公正な判断を国民に求めるよりほかにしかたがない。さりとていま解散するといふわけではございません。ございませぬが、これは公正な国何

が判断することでございます。私はどうしてもあなたのおっしゃる論理構成がわからない、国益論ということ。

それから事前協議という問題については、私はいつもよく言うことですが、いまエンタープライズとか、原潜とか言われたけれども、これは事前協議にならないのです、いまの一連のあれからすれば。しかし原潜の入港などにつきましては、日米間におきましては、日本の政府の立場において、日本の国民の人たちにできるだけこれは安心をしてもらふ必要があるといふので、長い間かかつて、あれは昭和三十九年のできごとであつたけれども、日本としてなすべき最高の手段をとりまして、さうしてエドモアールの交換ということまでやりまして、十分の手配をして入港、寄港を認められたわけですね。さういふ点からお考えになりまして、安保条約というものの趣旨、精神から申しましても、法律的な事前協議といふものをこえて、日本政府といたしましてできる限りのことをやつておるといふこともひとつ御記憶にとどめていただきたいと思います。

それから、韓国、台湾のお話が出ましたが、これは安保条約上、先ほどこの議論をすれば長くな

らな

近、昨年のいまごろ三月十二日に独立いたしました。英国の女王を元首としておいて、英連邦の一員ということでございます。国連には昨年の四月加盟が認められております。原住民というのはありませんで、インド人、それから黒白混血のクレオール人、中国人、白人が住みついております。でございます。一人当たりの国民所得はまだ二百ドルという程度ですが、アフリカとしては非常に多いほうでございます。一次産品、特に砂糖に依存した経済でありますけれども、こうした不安定な状況を克服するための産業の多角化政策、それから気候がよく風光明媚なので、観光事業が相当に発展しているようであります。

わが国との関係では、一九六三年以来、海外漁業会社がモーリスアスの首都にマグロ漁業の基地を開いたしております。これは三大マグロ漁業基地の一つでございます。わが国の漁業関係者も出入りが相当多いところでございます。貿易額はまだまだわずかでございますけれども、そういう関係で、わが国との関係はかなり深い。将来も発展が予想されておる。

それからアラスカ州は、これはもう御承知のとおりでございますが、わが国にとりましては森林資源、これはまあ非常な資源としてすでにアラスカ・パルプ会社も相当の業績をあげております。そのほか石油、鉄鉱石などの長期の資源の安定供給を確保したいということから、わが国の各界で高く評価されておるわけでございまして、対日関係も、地理的にも比較的近いし、また、すでに昭和四十年の一月には東京にアラスカ州の東京事務所を開設しております。アラスカ州と日本との関係というものは、多くを申し上げませんが、非常に深い関係に最近ありますし、今後発展もいたします。また、先方からも在外公館の設置ということはおかねがね強く要望されておるところでございます。

ザンビアの実館設置の問題、これはローデシアとは関係ない状況でございます。以上、ごく簡単にお答えいたしました。詳細

は政府委員から答弁いたします。

○政府委員(齋藤鎮男君) 御質問のうちのザンビア大使館の設置でございますが、これは先生御指摘のとおりで、前から法律には入っておりますけれども、実際に設置するに必要上、その土地の環境がはたして大使館の設置にどうかというところを考慮してまいりましたが、最近わが国の企業進出が非常に活発になりまして、存留邦人も二十八名、約三十名近くになりました。合併会社も火災保険会社あるいは肥料工場等の設置がございまして、先生が御承知のとおり、銅の生産の非常に盛んなところでございまして、その銅を見返りにわが国からも輸出が行なわれているということで、小さくてもいいからひとつ大使館をこの際設置しようということに踏み切ったわけでございます。この国の政党は、御承知のように、統一国民独立党と申しまして、南ローデシアとは違いますがして黒人の国でございます。野党もやはり黒人でございまして、御心配のような、いわゆる白人と黒人の関係というのはこの国においてはございません。そういう意味で、御心配の南ローデシアとの関係でございますけれども、南ローデシアは、英国のウィルソン首相と現地のスマイス首相との間でしばしば交渉が行なわれましたけれども、合意ができませんので、ついに南ローデシアは英連邦から離れて現在関係は非常に緊迫しているわけでございます。これに対して国連が経済制裁をやるということで、わが国もこれに協力をいたしまして、総領事館を南ローデシアから引いておられます。そういう関係で、まあいわずに南ローデシアは孤立しておりますけれども、いわゆる昔の北ローデシアであるところのザンビアとの関係はますます深くなっているというのが現状でございます。

○北村暢君 ザンビアは港もない国で、それで、ローデシアを通らないと銅の輸送もできないのじゃないですか。そういう意味でローデシアの紛争というものがザンビアに影響しているのじゃないか。今後そういうことが貿易等に影響しないのかどうか、そういうことを聞きたかったの

です。

です。

○政府委員(齋藤鎮男君) その点、われわれも非常に心配いたしました。確認しておりますが、まあ、わが国と南アとの関係は依然として継続しております。そういう関係でも、南アに対して政治的にはこれを非難してはなりませんけれども、経済的には関係を続けておるということで、わが国とザンビアとの関係に関する限りは、経済関係においては南ローデシアないしは南アとの間は問題はないというように確信しております。

○北村暢君 次に伺いたいのは、一般のことになるのですが、外務省の組織が改正を行なっているようですが、その内容を簡単に説明願いたいので、それから、これは臨調の答申でも触れているのですが、経済外交を強化する意味においての外交機能の強化という面が取り上げられているのですが、どういうような配慮をなされているのかということ。

それからもう一つは、今度外務省の情報文化局の報道機関との協力を通じて広報活動が非常に充実されるということで、四十四年度予算においても相当重点が置かれているようなんですが、これの予算がこういうふうにあててきているのは一体どういう理由なのか。この点をお伺いしておきたいと思っております。

イギリスの政治関係等を担当するいわゆる地域局の

欧亜局でこれを所掌することが、これは非常に外務省的な機能の発揮ということから望ましいことである。そして地域局が総合的かつ統一の当該国なり地域に関する情勢判断と政策の企画を統一、総合的に行なう。こういうことが適当だと思っております。経済局が従来行なってきたのが、二国間関係事務の移管ということをやったのが一つでございます。経済協力局が行なってきた二国間関係事務の移管につきましても、その一部をそういうふうに変更いたしましたわけでございます。それから、経済問題についての企画調整機能と申しますか、経済政策全般としても企画調整機能が非常に必要であると思っております。そういう点を集中的に経済局と経済協力局を整備充実することにしたわけでございまして、これはいよいよ機能の面を重視した機構の改革、こういうことで二月から実施をいたしておりますが、ただ、まあ、こまかいことを申し上げますと、たとえばいまアメリカ局のごときは政務関係の仕事でございまして、こういう点が一段落いたしましたら、アメリカ局におきましても、日本とアメリカとの二国間の経済関係の仕事は将来アメリカ局のほうに移管すると、こういうことでやってまいりたい、これが一つの考え方でございます。

それから、その次は情報関係の問題でございますが、これは従来からもやっておりましたことを、今回の予算で多少ふやしてもらうことに相なりまして、これは日本の国情といえますか、いろいろの点を対外的に啓発、広報活動をするということ、それから、外国の情報等を日本の国内にも的確に客観的に啓発といえますか、すること、これほど外国との交流が盛んになり、また政治問題だけではなく、経済問題でも、文化的にも、いろいろ国民的な関心が非常に高まっておるときでございますから、正確なそういう情報活動をやる必要があると、かように考えたわけでございます。それから、重要な外交問題等に対するラジオやテレビ等によるところの啓発というふうな

こともあわせて考えてみたい、こういうふうなことが主たる内容になっておるわけでございます。
○北村暢君 それから最後に、時間も来たようですから、一つだけお伺いしておきますが、今度の外務省の定員ですがね、減員と増とで約十名ちよつとですかね、減員になつてゐるようですが、この減の分が一体どういふところが主体なのか。それから、在外職員の方は増員が行なわれてゐるのですが、これはどういふところでふやそうといふのか、この点を明らかにしていただきたい。で、外務省といふのは、定員全体について、将来政府のとおつております五％人員削減の問題と関連してどういふ見通しを持つてゐるのか、この点を最後にお伺いいたしまして私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) ただいまも御指摘がございましたが、一律五％削減といふのが、外務省のように世帯が比較的小さくて、しかも、在外公館の増設などが国際的にも要求されておる時期におきましては、非常に率直に申しまして、頭の痛い点でございます。これを適用いたしますと、今後三年間にさらに百二十三名の定員を削減しなければならぬので、これをどういふふう処理するかといふことで実は非常に頭を悩ましておるわけでありませう。今年度の場合におきましても、増設の在外公館は、これは行管その他でもきん然と認めてくれたわけですが、それに伴う増員等合わせて増設分についての定員増が九名ほかを入れてです。それから、新設公館について増員七名それから既設の公館に対する増員十八名といふところで、どうも四十四年度の在外公館定員増は満足ではもちろんございませんが、これでいけば手を打つたというわけでございますが、いま申しましたように、向こう三年間に百二十三名の定員削減、これにどういふふう協力できるかどうか、現在頭を悩ましておる問題であることを申し上げたいと思ひます。

○委員長(八田一朗君) ほかに御質疑はございませんか。別に御発言もなければ、質疑は終局

したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(八田一朗君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決を行ないます。

外務省設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(八田一朗君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(八田一朗君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十八分散会

昭和四十四年三月二十七日印刷

昭和四十四年三月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局